



平成 27 年 3 月 20 日

みなさまへ

会 社 名 株式会社ニチダイ
代表者名 代表取締役社長 古屋 元伸
(JASDAQ・コード 6467)
問合せ先 取締役管理本部長 辻 寛和
電話番号 0774-62-3481

監査等委員会設置会社への移行および執行役員制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 24 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会において承認されることを条件に、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設される「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、新たに「執行役員制度」を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実をはかるため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

また、経営の意思決定と業務執行を分離することで意思決定の迅速化・効率化をはかるとともに、業務執行の役割と責任の明確化を進め、経営環境の急激な変化に対応できる機動的・戦略的な経営体制を構築するために、執行役員制度を導入いたします。

2. 時期

①監査等委員会設置会社への移行

本年 6 月 24 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

②執行役員制度の導入

平成 27 年 7 月 1 日

3. その他

定款変更の内容および新体制、役員等を含む移行の詳細については現時点で未定であり、今後具体的に検討してまいります。詳細については決まり次第お知らせいたします。

以上